



施策 1 自転車交通安全教育等（条例第11条関係）

1-1 学校における交通安全教育

令和7年度取組の実績

- 交通安全教室の実施
 - 小学校：ほぼ全ての学校で実施（99.2%）
 - 中学校：ほぼ全ての学校で実施（94.7%）
 - 高等学校：約8割の学校で実施（81.1%）
- PTAと連携した登下校指導
 - 各学校において、全国交通安全運動の期間に合わせ、年に2～3回実施
- 管理職（教頭）対象の研修会における交通安全教育の推進の周知
 - 県内7方部で実施
- 県立高校へ自転車乗車時のヘルメット着用状況に関する調査を実施し、調査結果等を参考に、各校の実情に応じた実効性のある取組の推進を依頼



スケアードストレイトを活用した交通安全教室

JA共済連福島主催

現状と課題

- 高校生のヘルメット着用率は少しずつ上がってはいるものの、まだ低い状態
- 高校生のみならず、小・中学生に対しても安全教育の更なる充実が必要

令和8年度取組の方向性（案）

- 引き続き、児童・生徒に対する自転車マナー向上も含め、学校と県警、PTA、地域等と連携した交通安全教室、登下校指導等の交通安全教育を推進
- 管理職（教頭）対象の研修会において、交通安全教育の推進を周知
- 各校の「安全教育担当者」を参集し、交通安全をテーマに「学校安全指導者養成研修会」を実施予定（R8は県北、県南、相双での実施を予定）



施策1 自転車交通安全教育等（条例第11条関係）

1-2 地域における交通安全教育

令和7年度取組の実績

- 各種シミュレータ等を活用するほか、関係機関・団体と連携し参加・体験・実践型の自転車安全教室を実施
 - ・ 自転車シミュレータ
 - 【実施回数】88回（前年比41回減）
 - 【参加者数】7,790人（前年比528人減）
 - ・ VRシミュレータ
 - 【実施回数】13回（前年比7回減）
 - 【参加者数】508人（前年比65人減）
 - ・ スケアードストレイト
 - 【実施回数】6回（前年比同数）
 - 【参加者数】1,910人（前年度比1,400人減）



自転車シミュレータを活用した交通安全教室

現状と課題

- 「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の更なる推進について」（警察庁通達）に基づく基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を図る交通安全教育推進
- R8.4.1から導入された自転車の交通反則通告制度の周知を図るための交通安全教育推進

令和8年度取組の方向性（案）

- 各種シミュレータ等を活用した参加・体験・実践型の自転車安全教室の更なる開催
- 重点地区・重点校を選定し、地域ぐるみで自転車安全利用を呼びかけるキャンペーンを実施
- 自転車安全利用を学ぶためのシステム（自転車安全利用診断システム）を開発し、教育現場で使用されているタブレット等端末を活用した道路交通法等に関する診断を実施
- 県内の高校3校を重点校として指定し、スケアード・ストレイト教育技法を用いた参加・体験型の交通安全教育を実施
- 県内の学校に対し、教職員が活用できる交通安全教材を配置



スケアード・ストレイトを活用した交通安全教室



施策2 自転車の点検整備及び防犯対策（条例第12条関係）

2-1 点検整備に係る広報啓発

令和7年度取組の実績

- TSマークや車両の点検整備に係る広報啓発のチラシ・ポスター配布
 - ・ 高齢者向け（チラシ（28,205枚））
【配布先】市町村、運転免許センター、老人クラブ連合会、県内各郵便局等



現状と課題

- 車両の点検整備にかかる更なる周知が必要



令和8年度取組の方向性（案）

- 引き続き、関係団体と連携し、広報チラシ等により啓発を行う

2-2 自転車の防犯対策

令和7年度取組の実績

- 毎月10日に実施している防犯活動の中で、自治体や防犯ボランティア等と連携し、自転車の盗難防止に係る活動を実施
- SNS等を活用した自転車の盗難防止対策の呼び掛け等を実施

県警察本部駐輪場



現状と課題

- 自転車の盗難被害は、令和8年3月末時点で170件（前年同期比2件減（1.2%減））
- 自転車盗難の大半が無施錠による被害のため、自転車利用者に対して施錠の呼び掛けを実施する等、被害の傾向や被害状況を分析し、それに応じた対策が必要



令和8年度取組の方向性（案）

- 自転車利用者及び自転車盗難被害の多い高校生の新入学生を対象として、自転車利用時の防犯対策等の講話を実施
- 毎月10日に実施している防犯活動の中で、自治体や防犯ボランティア等と連携し、自転車の盗難防止に係る活動を継続して実施
- SNS等を活用した自転車の盗難防止対策の呼び掛け等を実施



施策3 安全器具の使用（条例第14条関係）

3-1 安全器具の使用に係る広報啓発

令和7年度の取組の実績

- 全世代を対象とした広報啓発
 - ・ 自転車指導啓発重点地区・路線の選定、公表
 - ・ 自転車指導啓発重点地区・路線における自転車ヘルメット着用の広報啓発活動
- 若年層を対象とした広報啓発
 - ・ 県内の高校に通学する生徒の着用率調査を実施
 - ・ 高校のオリエンテーションに赴き、自転車ヘルメット着用の広報啓発活動を実施
 - ・ 自転車販売店における広報啓発活動
 - ・ 交対協だより号外を発出し、県内の高校及び特別支援学校へ配付

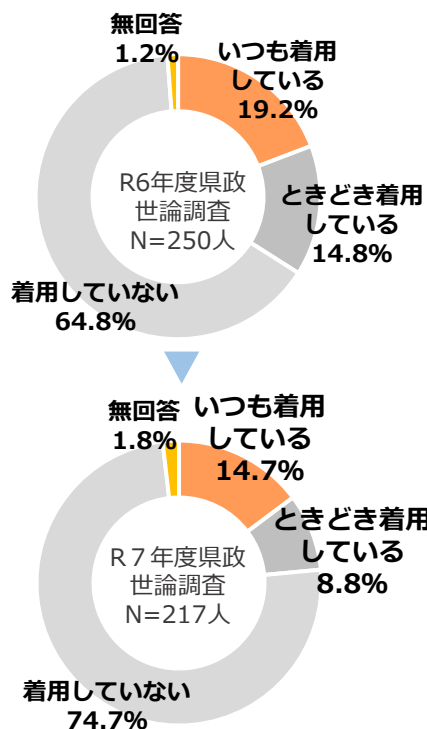


曽根田駅前での啓発活動の様子

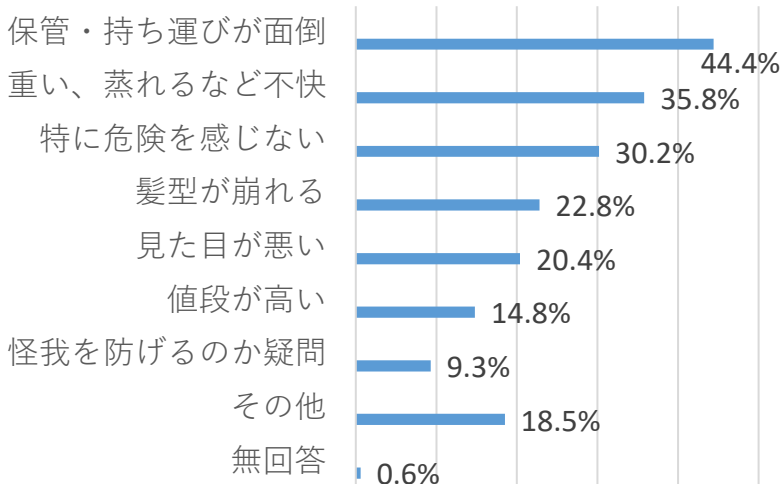


現状と課題等（1）

- R7県政世論調査によるヘルメット着用率（R7.6.24～7.9）



【R7県政世論調査】ヘルメット着用しない理由（N=162）



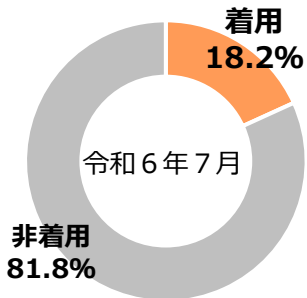


施策3 安全器具の使用（条例第14条関係）

3-1 安全器具の使用に係る広報啓発

■ 現状と課題等（2）

● 県内自転車ヘルメット着用率（警察庁調べ）

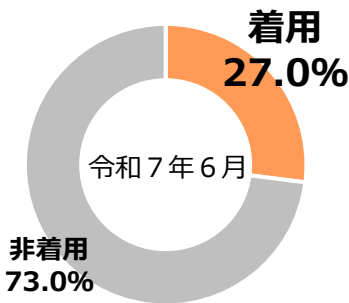


▷ 全国トップ3、ワースト3（令和6年7月）

順位	都道府県	着用率
1位	愛媛県	69.3%
2位	大分県	48.3%
3位	群馬県	40.4%

順位	都道府県	着用率
45位	兵庫県	7.7%
46位	千葉県	6.5%
47位	大阪府	5.5%

※ 全国平均17.0% **福島県は14位**



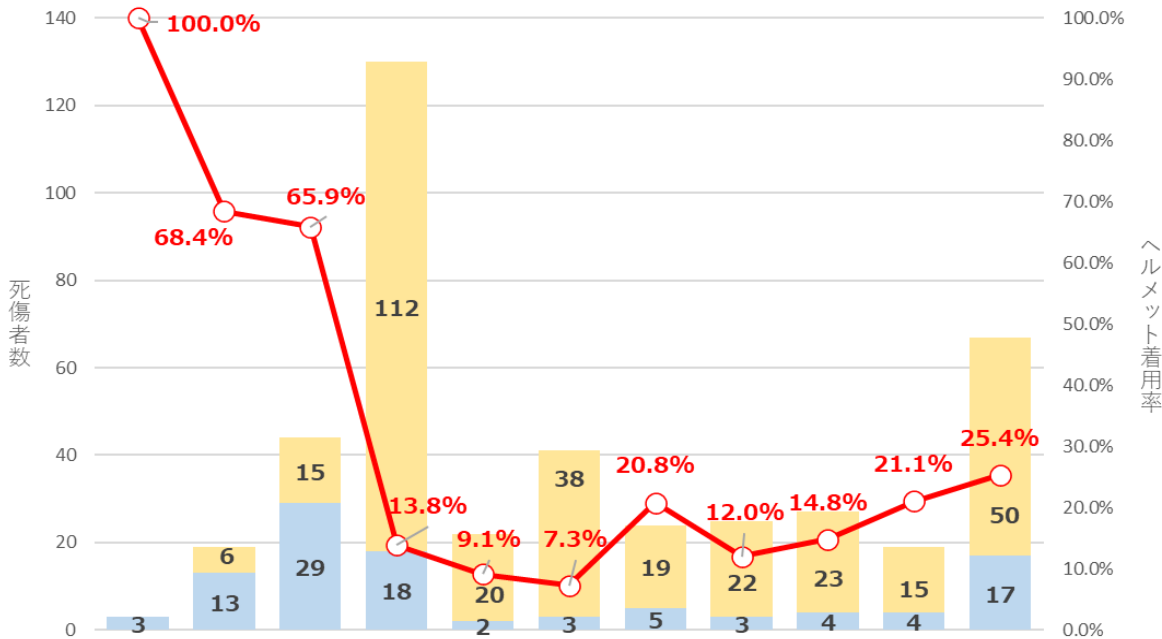
▷ 全国トップ3、ワースト3（令和7年6月）

順位	都道府県	着用率
1位	愛媛県	70.3%
2位	大分県	53.7%
3位	山口県	49.9%

順位	都道府県	着用率
45位	沖縄県	7.6%
46位	青森県	7.5%
47位	大阪府	7.2%

※ 全国平均21.2% **福島県は11位**

● 令和7年中の死傷者（自転車）のヘルメット着用状況（県警察本部データ）



	幼児	小学生	中学生	高校生	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60~64歳	高齢者
非着用		6	15	112	20	38	19	22	23	15	50
着用	3	13	29	18	2	3	5	3	4	4	17
着用率	100.0%	68.4%	65.9%	13.8%	9.1%	7.3%	20.8%	12.0%	14.8%	21.1%	25.4%

➡ **利用者の最も多い高校生の着用が少ない**



施策3 安全器具の使用（条例第14条関係）

3-1 安全器具の使用に係る広報啓発

令和8年度取組の方向性（案）

- 令和8年5月29日に閣議決定となった国の第3次自転車活用推進計画の指標として、新たにヘルメットの着用率が追加され、**前年以上の着用率の向上を目指す**とされたため、県も同様に前年以上の着用率の向上を目標として啓発活動を実施する
- ヘルメットをかぶらない理由に着目した啓発活動
 - ・ 保管・持ち運びが面倒 → ヘルメットホルダーの紹介
 - ・ 見た目が悪い → おしゃれで機能性の高いヘルメットの紹介
- 関係機関と連携して、啓発チラシを配布のほか街頭啓発活動を実施
- 自転車シミュレータや関係団体と連携した交通安全教室を開催
- ゴーグル型VR機器を活用した啓発活動を実施
- 自転車安全利用診断システムを活用した交通安全教育を実施



高校におけるヘルメット試着体験及びヘルメットホルダーの配布



施策4 自転車損害賠償責任保険等への加入義務化（条例第16～18条関係）

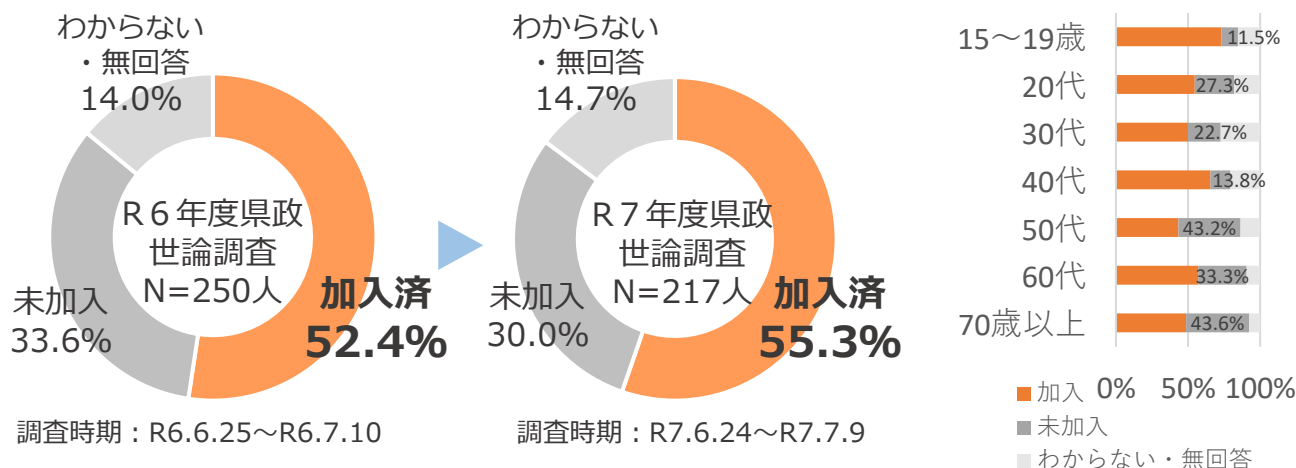
4-1 自転車保険への加入に関する情報提供、加入確認

令和7年度の実績

- 高齢者を対象者とした広報啓発
 - ・日本郵便との包括連携協定を活用した広報啓発
県内郵便局418か所へ啓発チラシ（8,440枚）を配布
 - ・高齢者向けチラシ（19,765枚）の配布
【配布先】市町村、運転免許センター、老人クラブ連合会等

現状と課題等

- 県政世論調査結果による自転車保険加入率



- **令和7年度末の目標加入率75%**（国の第2次自転車活用推進計画の指標）
に対し、福島県の令和7年度時点の加入率は55.3%となり、目標には達しなかった。

令和8年度取組の方向性（案）

- 国の第3次自転車活用推進計画の指標である**加入率69.9%（令和12年度末）**を新たな目標とし、継続して広報啓発を実施
- 未加入者を対象者とした広報啓発
 - ・CM放送、YouTube動画配信、ラジオ放送
 - ・新聞、県広報誌等での特集記事
 - ・関係機関と連携してのチラシ配布
 - ・関係機関と連携しての街頭啓発活動の実施





施策5 道路環境の整備（条例第19条関係）

5-1 通学路に係る点検、自転車通行空間の整備

■ 令和7年度取組の実績

- 市町村教育委員会、学校、警察、管理者等と連携を強化し、通学路の交通安全の確保に取り組むよう啓発
- 普通自転車専用通行帯を県内に1箇所（規制）新設
- 自転車横断帯、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止等の交通規制の見直しを推進
- NCR認定を目指す「ふくしま浜通りサイクルルート」上に信号機を設置



■ 現状と課題

- 市町村教育委員会、学校、警察、道路管理者等と連携した通学路の交通安全の確保
- 「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の更なる推進について」（警察庁通達）に基づく自転車通行空間の整備推進



■ 令和8年度取組の方向性（案）

- 引き続き、市町村教育委員会、学校、警察、管理者等と連携を強化し、通学路等の交通安全の確保に取り組むよう啓発
- 自転車に係る交通規制の実施・見直しに取り組むとともに道路管理者との連携強化を図り、自転車通行空間の整備を推進する

5-2 その他

■ 令和7年度取組の実績

- 福島県広域サイクリングルート走行環境整備計画に基づき、路面標示等の走行環境整備を実施



■ 現状と課題

- サイクリングルート上の案内看板や路面表示が未整備の区間が多く、走行環境を整備する必要がある
- 現在の福島県自転車活用推進計画の計画期間が今年度までとなっている



■ 令和8年度取組の方向性（案）

- 福島県広域サイクリングルート走行環境整備計画に基づき、走行環境整備を推進する
- 次期福島県自転車活用推進計画（R9～）の策定